

# 令和7年二級建築士試験

## 問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

### 〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五肢択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(4)のとおりです。
  - (1)適用すべき法令については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用すべき法令とします。
  - (2)建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
  - (3)各種法令に定める手続等に係る「情報通信の技術を利用する方法」等については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
  - (4)地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
7. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）

# 学科 I (建築計画)

〔N o. 1〕 日本の歴史的な建築物に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 旧閑谷学校講堂(岡山県)は、入母屋造り、しころ葺きの屋根をもち、火灯窓(花頭窓)が配された建築物である。
2. 宇佐神宮本殿(大分県)は、平入りの前殿と後殿とを相の間でつないだ八幡造りの建築物である。
3. 桂離宮(京都府)は、書院造りの先駆けであり、四室のうちの一室は同仁齋といわれ、四畳半茶室の最初と伝えられている建築物である。
4. 姫路城大天守(兵庫県)は、白漆喰で塗り籠められた外壁が特徴的な城郭建築最盛期を代表する建築物である。
5. 平等院鳳凰堂(京都府)は、中央に阿弥陀堂である中堂、左右に翼廊、背部には尾廊が配置された建築物である。

〔N o. 2〕 歴史的な建築物とその特徴に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. フィレンツェ大聖堂(フィレンツェ)は、二重殻の大ドームを特徴としたルネサンス建築である。
2. ミラノ大聖堂(ミラノ)は、多数の小尖塔のある外観を特徴としたバロック建築である。
3. ピサ大聖堂(ピサ)は、ラテン十字形のプランをもち、交差部に楕円形のドームを架けたロマネスク建築である。
4. ハギア・ソフィア大聖堂(イスタンブール)は、ペンデンティヴドームを用いた大空間を特徴としたビザンチン建築である。
5. ノートルダム大聖堂(パリ)は、フライングバットレスや双塔形式の正面を特徴とした初期ゴシック建築である。

〔No. 3〕 建築環境工学における用語・単位に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 熱伝達率は、材料内の熱の伝わりやすさを示すもので、その単位は $W/(m \cdot K)$ である。
2. 音の強さは、音波の進行方向に垂直な単位面積を単位時間当たりには通過する音響エネルギー量で表され、その単位は $W/m^2$ である。
3. 照度は、受照面における単位面積当たりに入射する光束で表され、その単位は $lm/m^2$ である。
4. 日射量は、ある面が受ける単位面積・単位時間当たりの日射エネルギー量で表され、その単位は $W/m^2$ である。
5. 熱容量は、物質の比熱に質量を乗じた値であり、その単位は $J/K$ である。

〔No. 4〕 換気に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 開口部に風圧力が作用したときの換気量は、外部風速と開口条件が一定の場合、風上側と風下側の風圧係数の差の平方根に比例する。
2. 開放型燃焼器具に対する必要換気量は、一般に、燃料消費量に対する理論廃ガス量の40倍である。
3. 空気齢が小さいほど、空気の新鮮度は高い。
4. 定常状態で室内の汚染質の発生量が同じ場合、その室の容積の大小によって必要換気量は変化する。
5. 第3種機械換気方式は、自然給気と機械排気による換気方式で、室内を負圧に維持するものである。

〔No. 5〕 伝熱・断熱に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 壁面と壁面に接する空気との間で熱が移動する現象は、対流熱伝達である。
2. 熱伝導は、ある物体から他の物体へ電磁波によって伝達される熱の移動現象をいう。
3. 断熱材の熱伝導率は、一般に、コンクリートや木材よりも小さい。
4. 断熱材の熱伝導率は、一般に、水分を含むと大きくなる。
5. 外壁の構成材料とその厚さが同じであれば、断熱材を躯体の室内側に配置しても、屋外側に配置しても熱貫流率は等しくなる。

〔No. 6〕 湿り空気に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 相対湿度は、湿り空気の絶対湿度と、同じ温度における飽和絶対湿度との比である。
2. 絶対湿度は、湿り空気中の乾燥空気 1 kg と混合している水蒸気の質量である。
3. 水蒸気分圧は、湿り空気中の水蒸気のみで、湿り空気が占めている容積を占有したときの水蒸気の圧力である。
4. 湿球温度が同じであれば、乾球温度と湿球温度との差が大きいほうが、相対湿度は高い。
5. 絶対湿度を変えずに、空気を冷却しても露点温度は変化しない。

〔No. 7〕 北緯 35 度のある地点における日照・日射に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 南向き鉛直面の可照時間は、夏至の日より冬至の日のほうが長い。
2. 北向き鉛直面は、春分の日から秋分の日までの期間に、直達日射を受ける。
3. 開口部に水平な庇<sup>ひさし</sup>を設置する場合、夏期における日射の遮蔽効果は、西面より南面のほうが大きい。
4. 快晴時の冬至の日の 1 日当たりの直達日射量は、水平面より南向き鉛直面のほうが大きい。
5. 快晴時の夏至の日の 1 日当たりの直達日射量は、東向き鉛直面より南向き鉛直面のほうが大きい。

〔No. 8〕 色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. マンセル表色系では、有彩色を 5R6/10 のように表現し、5R が色相、6 が彩度、10 が明度を示している。
2. 色光の加法混色では、赤(R)、緑(G)、青(B)を同じ割合で混色すると、白色になる。
3. JIS が定める安全色は、赤、黄赤、黄、緑、青、赤紫の 6 色である。
4. 明度と彩度を合わせて色の印象を表したものを、色調(トーン)という。
5. 住宅において、床、壁、天井の内装材の色彩は、一般に、天井面の明度を高く、床面の明度を低くし、全体的に彩度は低くする。

〔No. 9〕 吸音・遮音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 板状材料と剛壁の間に空気層を設けた吸音構造は、一般に、高音域よりも低音域の吸音に効果がある。
2. 吸音材料は、一般に、音の透過率が高いので、遮音性能を期待できない。
3. 壁を構成する材料の一部に、音響透過損失の著しく小さい部分がわずかに含まれていても、その壁全体の遮音性能はほとんど低下しない。
4. 室内騒音の評価値(NC値)の値が小さいほど、許容される騒音レベルは低い。
5. 窓や壁の音響透過損失の値が大きいほど、遮音による騒音防止の効果は高い。

〔No. 10〕 屋外気候等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ある地域の特定の季節・時刻に吹く風の風向発生頻度を円グラフで表した風配図は、円グラフの中心から遠いほど、その風向の風の発生頻度が高いことを表している。
2. 1日の最高気温と最低気温の差を日較差といい、一般に、山間盆地で大きく、岬・島など周囲を海に囲まれた地域で小さくなる傾向がある。
3. 我が国においては、デGREEデーに基づいた地域区分によって、外皮平均熱貫流率等の住宅の性能基準が定められている。
4. 温湿度の特性を表すクリモグラフが右上がりになる地域においては、夏期に湿度が低く冬期には湿度が高い。
5. 日最高気温が30℃以上の日を真夏日、日最高気温が0℃未満の日を真冬日という。

〔No. 11〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 二世帯住宅において、上下階で世帯を分離して住み分ける計画とし、別々の玄関を設けた。
2. 夫婦の寝室の床面積を、6 m<sup>2</sup>とした。
3. 南北に長い敷地であったので、中庭や坪庭を設けることで日照と通風に配慮した。
4. 家族や来客等、複数人で四方を取り囲んで調理ができるように、台所の形式をアイランド型とした。
5. 車椅子の使用を考慮して、通行しやすいように、廊下の有効幅を120 cmとした。

〔N o. 12〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 2人世帯が入居する住戸の面積を、都市居住型の誘導居住面積水準に合わせて50 m<sup>2</sup>とした。
2. 長期的な更新性や可変性を高めるために、「建築物の躯体や共用設備部分」と「住戸専有部分の内装や設備」とを明確に分けるスケルトン・インフィル型とした。
3. 共用廊下を介さずに、外気に接する2方向の開口部を有した住戸を設けるために、スキップフロア型とした。
4. シェアハウス(共同居住型賃貸住宅)において、複数の入居者がキッチンなどの水まわりやリビングを共有する計画とした。
5. 住戸の通風・採光やプライバシーを確保するために、共用廊下を住棟から離して設けるフライングコリドーとした。

〔N o. 13〕 事務所ビル、商業建築の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. ビジネスホテルにおいて、客室部門の床面積の合計を、延べ面積の70%として計画した。
2. 事務所ビルにおいて、事務室のレイアウトにオフィスランドスケープ式を採用し、固定間仕切りを使うことなく、家具・ローパーティション・植物などによって区分する計画とした。
3. 地下階に設ける自走式駐車場において、一般的な自動車の車高を考慮して、駐車スペースの梁下の高さが2.3 mとなるように計画した。
4. 百貨店において、売場における客の昇降については、エスカレーターよりも輸送能力が高いエレベーターを売場の中央部分に設ける計画とした。
5. 喫茶店において、厨房の床面積を、延べ面積の15%として計画した。

〔N o. 14〕 教育施設等の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 保育所において、4歳児を対象とした定員20人の保育室の床面積を、45 m<sup>2</sup>とした。
2. 小学校の高学年において、普通教科はクラスルームで行い、実験や実習の授業は特別教室で行う特別教室型を採用した。
3. 中学校において、図書室の出納システムは、開架式とした。
4. 地域図書館において、貸出・返却カウンターとは別に、レファレンスデスクを開架式書架の近くに設けた。
5. 地域図書館において、書架を設置しない40席の閲覧室の床面積を、50 m<sup>2</sup>とした。

〔N o. 15〕 美術館の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ミュージアムショップを、エントランスホールに面して配置した。
2. 展示室を、ニュートラルな背景となるホワイトキューブとした。
3. 参加型企画に使用する学習体験室や講義室は、利用者がエントランスホールから展示室を通過せずに移動できる計画とした。
4. 展示室の床面積の合計を、延べ面積の $\frac{1}{3}$ 程度となるように計画した。
5. 絵画を展示するに当たり、展示壁面の照度は、日本画より油絵のほうを低くした。

〔N o. 16〕 建築計画における各部寸法及び床面積に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うため、点状ブロックを階段の手前 300 mm程度の位置に敷設するように計画した。
2. 病院において、定員 4 人の小児用病室の床面積を 10 m<sup>2</sup>として計画した。
3. 普通乗用車の最大収容台数が 20 台の機械式立体駐車場において、駐車場総床面積を 300 m<sup>2</sup>として計画した。
4. 車椅子使用者の利用を考慮して、引戸の取っ手の中心高さは、床面から 900 mmとなるように計画した。
5. 鉛直型段差解消機の乗降スペースは、車椅子での転回を考慮し、幅 1,800 mm、奥行 1,800 mmとなるように計画した。

〔N o. 17〕 高齢者や身体障がい者等に配慮した建築物の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 住宅のリビングに設置するドアモニターや空調スイッチを、床面から 1,100 mmの高さに統一して計画した。
2. 一戸建て住宅の屋内の階段において、上る際に躓きにくくするため、蹴込み寸法を 40 mmとした。
3. 車椅子用リフト付き福祉車両の駐車スペース後方に、幅 2,000 mmの通路を計画した。
4. 開き戸のドアクローザーを、ディレードアクション機能付きとした。
5. 側壁がない傾斜路には、車椅子の乗り越え防止のため、立ち上がりとして高さ 400 mmの幅木状の車椅子当たりを連続して設ける計画とした。

〔N o. 18〕 建築生産に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. CLTは、ひき板を幅方向に並べたものを、繊維方向が直交するように積層接着することで大きな面材にしたものである。
2. BIMは、3次元の形状情報に仕様・性能、コスト等の与条件を取り込み、設計、施工、維持管理に活用できる建物情報モデルである。
3. カーテンウォールは、建築物の外周に設けられた、荷重を支持する壁のことである。
4. モデューラークォーディネーションは、基準として用いる単位寸法等により、建築及び建築各部の寸法を相互に関連づけるように調整する手法である。
5. デジタルファブリケーションは、デジタルデータをもとにした、ものづくり技術のことである。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 漏電遮断器は、漏電電流が許容値を超えると電路を遮断し、漏電による火災や感電を防止するものである。
2. 吸込み型トロッファは、空調吸込み口と照明器具とを一体化した器具である。
3. 成績係数は、ヒートポンプなどの熱源機に外部から与えたエネルギー量を、その熱源機が冷房や加熱する熱量で除して求めるエネルギー消費効率の指標である。
4. ミキシングバルブは、湯と水とを一つのハンドル操作で混合し、開閉と温度調節ができる器具である。
5. 給排水衛生設備の設備ユニットは、衛生器具類及び配管のほか、床・壁・天井・建具類などを組み合わせ、その一部を工場での一つのユニットとして製作したものである。

〔N o. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 定風量単一ダクト方式は、熱負荷のピークの同時発生がない場合、変風量単一ダクト方式に比べて、空調機やダクトサイズを小さくすることができる。
2. ファンコイルユニットは、一般に、冷温水コイルを用いて冷却・加熱した空気を循環送風する小型ユニットである。
3. 床吹出し空調方式は、冷房時には、通常の天井吹出し空調方式よりも給気温度を高くする必要がある。
4. 空気熱源ヒートポンプ方式のルームエアコンの暖房能力は、一般に、外気の温度が低くなるほど低下する。
5. 放射冷房は、気流や温度むらによる不快感が少なく、快適な室内環境を得やすい。

〔No. 21〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. JISでは、大便器の場合において洗浄水量 6.5 L以下が節水形とされている。
2. 集合住宅における単位給水量は、居住者 1 人 1 日当たり 200～350 Lである。
3. ガス瞬間式給湯機の 20 号は、流量 20 L/minの水の温度を 25℃上昇させる能力を有することを示している。
4. 通気管の大气開口部を、その建築物の窓や換気口から水平距離 3 m未満の位置に設ける場合には、それら開口部の上端から 300 mm以上立ち上げて大気中に開放させる。
5. 比重が空気より軽い都市ガスのためのガス漏れ警報装置の検知器は、ガス燃焼器から水平距離 8 m以内、かつ、天井面から検知器下端までの高さが 300 mm以内となるように設置しなければならない。

〔No. 22〕 雨水利用設備及び雨水排水設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 雨水を建築物内で雑用水として利用することにより、水資源の有効利用、雨水流出抑制の効果が期待できる。
2. 雨水利用設備における沈砂槽は、雨水に含まれる粗砂などを除去するために設置する。
3. 雨水利用による雑用水の遊離残留塩素の含有率は、末端の給水栓において、一般に、0.1 mg/L以上としなければならない。
4. 雨水排水設備の雨水排水ますには、深さ 50 mm程度の泥だめを設ける。
5. 合流式公共下水道の敷地排水管に、雨水排水管を接続する場合には、雨水排水管にトラップを設置しなければならない。

〔No. 23〕 電気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 誘導電動機と並列接続される進相コンデンサは、主に、力率の改善を目的として設置される。
2. 電圧の種別において、交流で 600 V以下のものは、低圧に区分される。
3. 低圧の屋内配線における接地工事は、感電防止のための保安用接地が目的である。
4. 接地工事の種類は、接地工事の施設方法、接地抵抗値に応じて、A種、B種、C種、D種の 4種類である。
5. 合成樹脂管を露出で敷設した場合、配管内に電線の接続点を設けることができる。

〔No. 24〕 防災・消防設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 廊下や通路部において、避難の方向を明示する誘導灯は、通路誘導灯に区分される。
2. 非常用の照明装置の照度は、LEDランプの場合、常温下で床面において水平面照度で2lx以上を確保する。
3. 非常用の照明装置の予備電源には、電池内蔵型と電源別置型とがある。
4. 水消火器は、冷却作用により消火するもので、蓄圧式で普通火災に適している。
5. 屋内消火栓設備における広範囲型2号消火栓は、2人で操作が必要な消火栓である。

〔No. 25〕 環境・省エネルギー等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. インテリアゾーンは、建築物の平面において外壁からの熱的影響を受ける領域であり、一般に、外壁から3～6mまでの範囲を指す。
2. デシカント空調方式は、従来の冷却除湿方式に比べて、潜熱のみを効率よく除去することができる。
3. 全熱交換器は、空調された室内空気の排気に含まれる顕熱と潜熱を回収して、室内に供給する外気にその熱を与える装置である。
4. HEMSは、家庭でのエネルギー使用状況を端末等に表示し、省エネルギーを支援するシステムである。
5. ZEHは、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロ又はマイナスとすることを目指した住宅である。

## 学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。
2. 木造2階建ての一戸建て住宅において、1階から2階に通ずる屋内階段の過半の修繕は、「大規模の修繕」である。
3. 建築物の自重及び積載荷重を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。
4. 障害者支援施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
5. 日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)において、「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さである。

〔No. 2〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 一戸建て住宅の一部である床面積10m<sup>2</sup>の部分を除却しようとする場合、当該除却の工事を施工する者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。
2. 消防法に基づく住宅用防災機器の設置の規定については、建築基準関係規定に該当し、建築主事等又は指定確認検査機関による確認審査等の対象となる。
3. 特定行政庁は、所定の建築物の構造について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物の所有者等に対して、当該建築物の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。
4. 鉄筋コンクリート造3階建ての事務所の新築において、確認済証の交付を受けた後に、当該建築物の計画において、建築物の階数を減少する変更を行う場合、変更後も建築基準関係規定に適合することが明らかであっても、建築主は、改めて、確認済証の交付を受ける必要がある。
5. 建築主は、建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、当該工事を完了したときは、建築主事等に届け出なければならない。

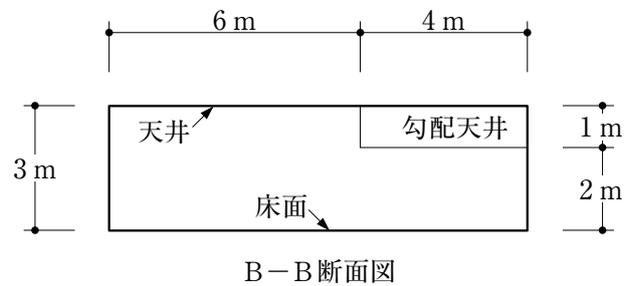
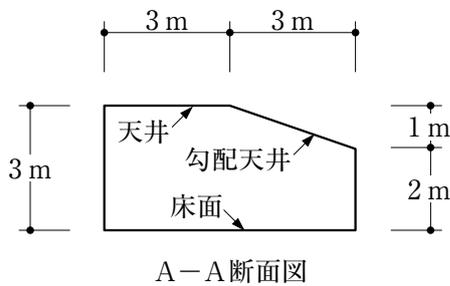
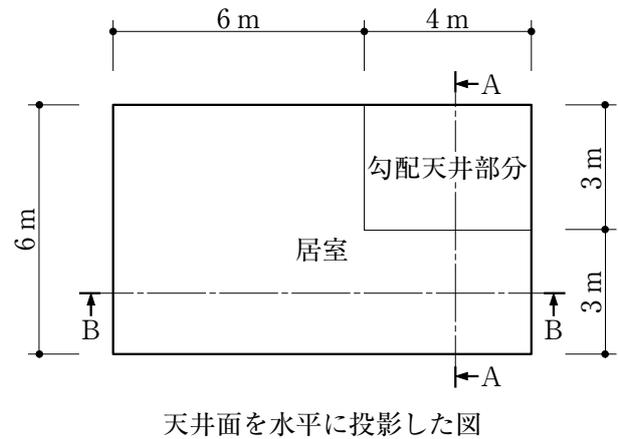
〔No. 3〕 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。

1. 木造2階建て、延べ面積90 m<sup>2</sup>、高さ8 mの一戸建て住宅の大規模の修繕
2. 鉄骨造平家建て、延べ面積200 m<sup>2</sup>、高さ9 mの工場の新築
3. 鉄骨造2階建て、延べ面積400 m<sup>2</sup>の博物館における床面積10 m<sup>2</sup>の増築
4. 鉄筋コンクリート造平家建て、延べ面積200 m<sup>2</sup>の診療所の大規模の模様替
5. 鉄筋コンクリート造、高さ2 mの擁壁の築造

〔No. 4〕 木造2階建て、延べ面積120 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 居間(床面積20 m<sup>2</sup>、天井の高さ2.4 m)に機械換気設備を設けるに当たり、「居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準」による有効換気量を、25 m<sup>3</sup>/hとした。
2. 回り階段の部分における踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から30 cmの位置において、15 cmとした。
3. 浴室(常時開放された開口部はないものとする。)に、密閉式燃焼器具のみを設けたので、換気設備を設けなかった。
4. 居室に設ける開口部で、公園に面するものについて、採光に有効な部分の面積を算定するに当たり、その公園の反対側の境界線を隣地境界線とした。
5. 高さ1 mの階段の部分には、手すりを設けなかった。

[No. 5] 図のような一様に傾斜した勾配天井部分をもつ居室の天井の高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。



1. 2.60 m
2. 2.75 m
3. 2.80 m
4. 2.90 m
5. 3.00 m

[No. 6] 建築物の新築に当たって、建築基準法上、構造計算によって安全性を確かめる必要があるものは、次のうちどれか。ただし、地階は設けないものとし、国土交通大臣が指定する建築物には該当しないものとする。

1. 木造平家建て、延べ面積 400 m<sup>2</sup>、高さ 4 m の建築物
2. 木造 2 階建て、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、高さ 7 m の建築物
3. 補強コンクリートブロック造平家建て、延べ面積 200 m<sup>2</sup>、高さ 5 m の建築物
4. 鉄骨造平家建て、延べ面積 200 m<sup>2</sup>、高さ 6 m の建築物
5. 鉄筋コンクリート造平家建て、延べ面積 200 m<sup>2</sup>、高さ 9 m の建築物

〔No. 7〕 建築物の構造強度及び荷重に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 仕上げをモルタル塗としたコンクリート造の壁の固定荷重は、実況に応じて計算しない場合、当該部分の壁面積に  $200 \text{ N/m}^2$  (仕上げ厚さ  $1 \text{ cm}$  ごとに、その  $\text{cm}$  の数値を乗ずるものとする。) を乗じて計算することができる。
2. 保有水平耐力計算により、地震時における構造耐力上主要な部分の断面に生ずる短期の応力度を計算する場合、特定行政庁が指定する多雪区域においては、積雪荷重を考慮する。
3. 店舗の売場に連絡する廊下における基礎の構造計算をする場合の積載荷重については、実況に応じて計算しない場合、当該部分の床面積に  $3,200 \text{ N/m}^2$  を乗じて計算することができる。
4. 堅いローム層の短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度は、国土交通大臣が定める方法による地盤調査を行わない場合、 $100 \text{ kN/m}^2$  とすることができる。
5. 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合、その勾配に応じた屋根形状係数による低減を行ってはならない。

〔No. 8〕 建築物の構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 建築物に附属する高さ  $1.0 \text{ m}$  で厚さ  $15 \text{ cm}$  の石造の塀には、控壁を設けなかった。
2. 建築物に附属する高さ  $2.1 \text{ m}$  の補強コンクリートブロック造の塀に、長さ  $3.4 \text{ m}$  以下ごとに、径  $9 \text{ mm}$  の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から  $40 \text{ cm}$  突出したものを設けた。
3. 木造平家建ての建築物において、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域以外の区域内であったので、足固めを使用し、土台を設けなかった。
4. 鉄筋コンクリート造 2 階建ての建築物において、基礎ばりの出すみ部分に異形鉄筋を使用したもので、その末端を折り曲げなかった。
5. 補強コンクリートブロック造 2 階建て、高さ  $6 \text{ m}$  の建築物において、水平力に対する支点間の距離が  $4 \text{ m}$  である耐力壁の壁頂に設ける鉄筋コンクリート造の臥梁<sup>がりょう</sup>の有効幅を、 $20 \text{ cm}$  とした。

〔No. 9〕 建築物の防火区画、防火壁、界壁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、界壁及び間仕切壁は、「自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分のもの」には該当しないものとする。

1. 配電管が、長屋の各戸の界壁を貫通する場合には、当該管と界壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
2. 寄宿舎の用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、天井が強化天井である場合を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
3. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内にある木造2階建ての一戸建て住宅は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、防火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する構造としなければならない。
4. 防火区画(建築基準法施行令第112条第18項に規定するものを除く。)を構成する床に接する外壁については、その接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造とするか、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮らなければならない。
5. 主要構造部を準耐火構造とした3階建ての共同住宅(3階部分に居室を有するもの)で、住戸の床面積の合計が300m<sup>2</sup>であるものは、原則として、共用の階段等の<sup>たて</sup>堅穴部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

〔No. 10〕 建築物の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 避難階が1階である2階建ての共同住宅で、2階における居室の床面積の合計が300m<sup>2</sup>であるものには、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. 児童福祉施設で、居室の床面積の合計が250m<sup>2</sup>である階における廊下(3室以下の専用のものではない。)で、両側に居室があるものの幅は、1.6m以上としなければならない。
3. 事務所における、建築基準法施行令第116条の2第1項第二号の規定に該当する窓その他の開口部を有しない居室には、原則として、その居室に排煙設備を設けなければならない。
4. 避難階が1階である3階建ての飲食店で、3階にある居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。)には、非常用の照明装置を設けなければならない。
5. 建築基準法施行令第121条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものであっても、木造としてはならない。

〔N o. 11〕 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるもの」はないものとする。

1. 内装の制限を受ける居室の天井の回り縁は、内装の制限の対象とはならない。
2. 一戸建て住宅に附属する自動車車庫は、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とすることができる。
3. 2階建ての一戸建て住宅(特定主要構造部を耐火構造としたものを除く。)の1階にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
4. 内装制限を受ける居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、難燃材料とすることができない。
5. 地階に設ける飲食店の用途に供する居室は、内装の制限を受ける。

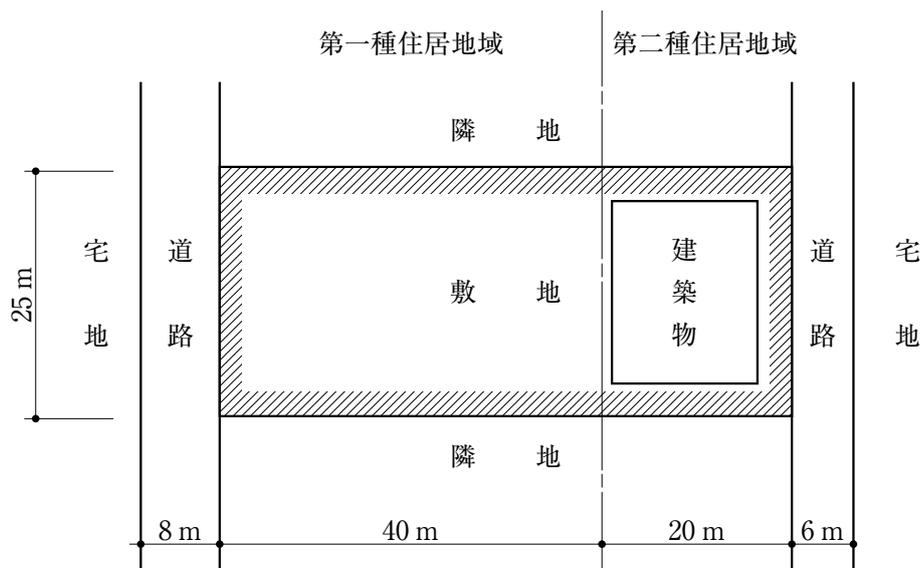
〔N o. 12〕 都市計画区域内における道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際、現に存在する幅員 4 m の道は、建築基準法上の道路に該当する。
2. 地区計画の区域外において、自転車歩行者専用道路となっている幅員 5 m の都市計画法による道路にのみ 10 m 接している敷地には、建築物を建築することができない。
3. 公共用歩廊は、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて、あらかじめ、建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可したものでなければ、道路内に建築することができない。
4. 道路法による新設の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路に該当する。
5. 土地区画整理法による幅員 8 m の道路の地盤面下に設ける建築物は、特定行政庁の許可を受けることなく建築することができる。

[No. 13] 次の建築物のうち、建築基準法上、**新築することができるものはどれか**。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内における延べ面積 200 m<sup>2</sup>の神社に附属する 2 階建て、延べ面積 50 m<sup>2</sup>の自動車車庫
2. 第一種中高層住居専用地域内における 2 階建て、延べ面積 500 m<sup>2</sup>の旅館
3. 準住居地域内における平家建て、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、客席の床面積の合計 150 m<sup>2</sup>の演芸場
4. 田園住居地域内における 2 階建て、延べ面積 500 m<sup>2</sup>の警察署
5. 工業専用地域内における平家建て、延べ面積 150 m<sup>2</sup>の物品販売業を営む店舗

[No. 14] 図のような敷地及び建築物(2階建て、延べ面積 300 m<sup>2</sup>)の配置において、建築基準法上、**新築してはならない建築物は、次のうちどれか**。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

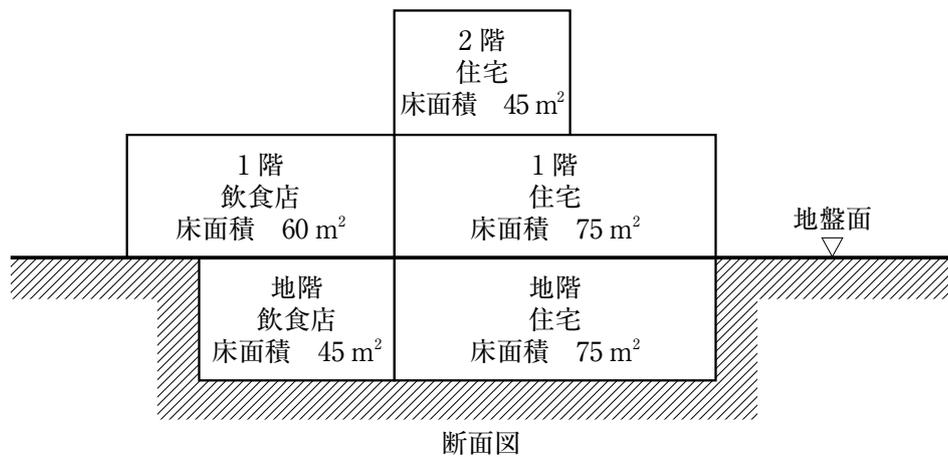


1. ホテル
2. ゴルフ練習場
3. 病院
4. 自動車車庫
5. カラオケボックス

〔No. 15〕 「建築物及び敷地の条件」とその「建蔽率の最高限度」との組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、用途地域、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとし、特定行政庁による壁面線の指定等はないものとする。

建築物及び敷地の条件				建蔽率の最高限度
建築物の構造	敷地			
	用途地域 (都市計画で定められた 建蔽率)	防火地域又は 準防火地域の 指定	街区の角地として 特定行政庁による 指定	
1. 準耐火建築物	工業地域 $\left(\frac{5}{10}\right)$	防火地域	あり	$\frac{6}{10}$
2. 準耐火建築物	第一種住居地域 $\left(\frac{6}{10}\right)$	準防火地域	あり	$\frac{7}{10}$
3. 耐火建築物	商業地域 $\left(\frac{8}{10}\right)$	準防火地域	あり	$\frac{9}{10}$
4. 耐火建築物	近隣商業地域 $\left(\frac{8}{10}\right)$	防火地域	なし	$\frac{9}{10}$
5. 耐火建築物	準住居地域 $\left(\frac{6}{10}\right)$	準防火地域	なし	$\frac{6}{10}$

[No. 16] 図のような飲食店を併用した一戸建て住宅を新築する場合、建築基準法上、容積率の算定の基礎となる延べ面積は、次のうちどれか。ただし、図に記載されていないことについては、考慮しないものとする。

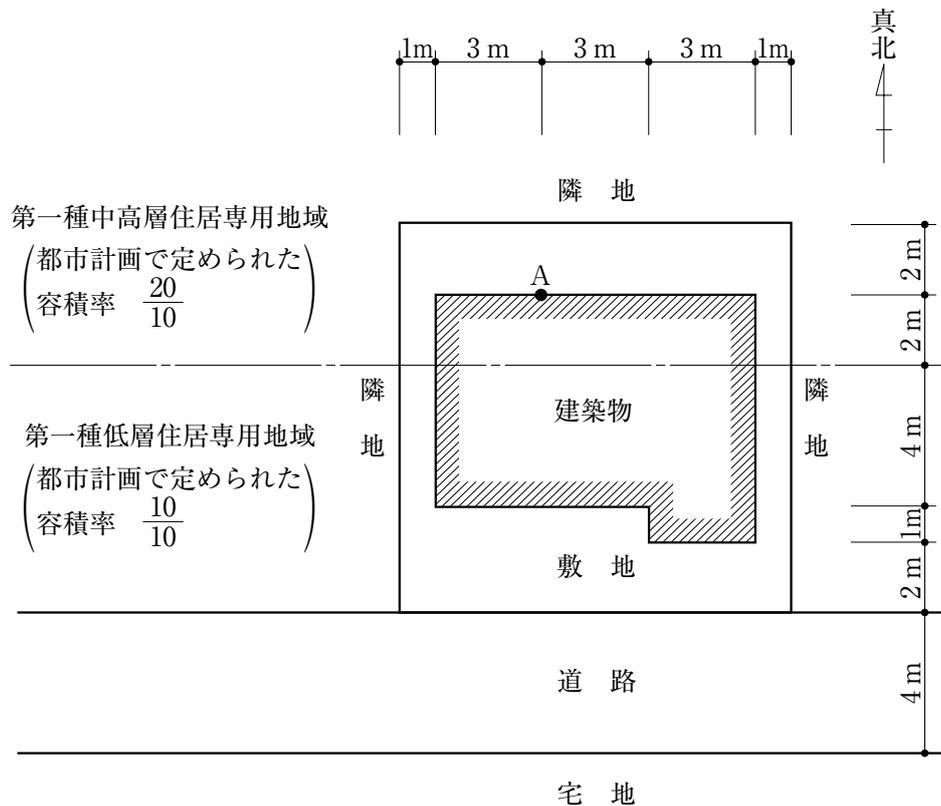


1. 180 m<sup>2</sup>
2. 225 m<sup>2</sup>
3. 235 m<sup>2</sup>
4. 240 m<sup>2</sup>
5. 260 m<sup>2</sup>

[No. 17] 建築物の高さの制限又は日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内においては、隣地高さ制限は適用されない。
2. 第一種中高層住居専用地域内にある高さが10 mを超える建築物において、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は、日影規制は適用されない。
3. 第二種中高層住居専用地域のうち、日影規制の対象区域内においては、北側高さ制限は適用されない。
4. 前面道路の境界線から後退した建築物に対する道路高さ制限において、後退距離は、原則として、当該建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。
5. 用途地域の指定のない区域においては、地方公共団体の条例で日影規制の対象区域とすることができない。

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 7.50 m
2. 12.50 m
3. 16.25 m
4. 18.75 m
5. 20.00 m

[No. 19] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、地階及び防火壁はないものとし、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 建築物が「準防火地域」と「防火地域及び準防火地域として指定されていない区域」にわたる場合、その全部について準防火地域内の建築物に関する規定が適用される。
2. 準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. 準防火地域内にある木造建築物に附属する高さ2mを超える塀は、延焼防止上支障のない構造としなければならない。
4. 準防火地域内にある建築物の屋上に設ける看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
5. 準防火地域内にある木造建築物の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものとしなければならない。

[No. 20] 建築物の用途の変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域は考慮しないものとする。

1. 延べ面積200㎡の学校を寄宿舍に用途の変更をする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。
2. 延べ面積200㎡の木造住宅を旅館に用途の変更をする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がない。
3. 延べ面積250㎡の児童福祉施設を患者の収容施設がある診療所に用途の変更をする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がない。
4. 延べ面積250㎡の事務所を飲食店に用途の変更をする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。
5. 延べ面積300㎡の共同住宅を事務所に用途の変更をする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がない。

〔No. 21〕 次の建築物を新築する場合、建築士法上、二級建築士が設計してはならないものはどれか。ただし、建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物には該当しないものとする。

1. 延べ面積 300 m<sup>2</sup>、高さ 12 m、鉄筋コンクリート造 3 階建ての共同住宅
2. 延べ面積 400 m<sup>2</sup>、高さ 8 m、鉄骨造 2 階建ての倉庫
3. 延べ面積 600 m<sup>2</sup>、高さ 14 m、木造 3 階建ての児童福祉施設
4. 延べ面積 700 m<sup>2</sup>、高さ 10 m、木造 2 階建ての集会所(オーディトリウムを有しないもの)
5. 延べ面積 1,200 m<sup>2</sup>、高さ 9 m、木造平家建ての旅館

〔No. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後 3 月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
2. 建築士事務所を管理する専任の建築士が置かれていない場合、その建築士事務所の登録は取り消される。
3. 何人も、建築士事務所登録を受けないで、建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。
4. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、3 月以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。
5. 建築士は、自らが建築主となる建築物のみの設計等をする場合であっても、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)の登録を受けなければならない。

〔No. 23〕 次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 「消防法」上、延べ面積 300 m<sup>2</sup>の共同住宅の用途に供される防火対象物には、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。
2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、対象建設工事受注者は、延べ面積 100 m<sup>2</sup>の木造建築物の解体工事については、分別解体及び再資源化をしなくてもよい。
3. 「建設業法」上、下請契約を締結して、元請負人から請け負った建設工事(軽微な建設工事を除く。)のみを施工する下請負人であっても、建設業の許可を受けなければならない。
4. 「特定住宅瑕疵<sup>かし</sup>保険責任の履行の確保等に関する法律」上、「住宅販売瑕疵<sup>かし</sup>担保責任保険契約」は、当該建設工事に係る新築住宅の引渡しを受けた時から2年以上の期間にわたって有効でなければならない。
5. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、新たに建設された住宅で、人の居住の用に供してから1年に満たないものは「新築住宅」である。

〔No. 24〕 次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 共同住宅を建築しようとする建築主等は、当該建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 飲食店を建築しようとする建築主等は、当該建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
3. 不特定かつ多数の者が利用する居室までの経路を移動等円滑化経路としようとする場合、経路の範囲は、建築物の主たる出入口から当該居室までである。
4. 所管行政庁から建築等及び維持保全の計画が建築物移動等円滑化誘導基準等に適合していることの認定を受けた特定建築物を建築したときには、当該特定建築物に、認定を受けている旨の表示を付することができる。
5. 建築物移動等円滑化誘導基準において、建築物又はその敷地には、原則として、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。

〔No. 25〕 次の建築物を新築する場合、「建築物のエネルギーの消費性能の向上等に関する法律」上、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないものはどれか。

1. 床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>の工事を施工するために現場に設ける事務所
2. 床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅
3. 床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>の自動車車庫
4. 床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>の重要文化財として指定を受けた美術館
5. 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>の観覧場(壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるもの)







